

議案第1号

令和8年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）

は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和8年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（団 体 名）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（2）年間総供給量			
銚子市	1,659,000m ³	80,000m ³	1,739,000m ³
旭 市	6,227,995m ³		6,227,995m ³
東庄町	1,693,128m ³	58,016m ³	1,751,144m ³
計	9,580,123m ³	138,016m ³	9,718,139m ³
（3）一日平均供給量			
銚子市	4,545m ³	219m ³	4,764m ³
旭 市	17,063m ³		17,063m ³
東庄町	4,639m ³	159m ³	4,798m ³
計	26,247m ³	378m ³	26,625m ³

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 事業収益	1,768,772千円	399,000千円	2,167,772千円
第1項 営業収益	1,609,108千円	6,680千円	1,615,788千円
第2項 営業外収益	159,664千円	118,920千円	278,584千円
第3項 特別利益	0千円	273,400千円	273,400千円
	支	出	
第1款 事業費用	1,933,619千円	94,945千円	2,028,564千円
第1項 営業費用	1,879,618千円	94,945千円	1,974,563千円

(たな卸資産購入限度額)

第4条 予算第8条の次に次の1条を加える。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度は、3,954千円と定める。

令和8年8月24日提出

東総広域水道企業団企業長 越 川 信 一